

7 産 勞 農 振 第 1091 号

令 和 7 年 6 月 25 日

西 東 京 市 農 業 委 員 会 会 長 殿

東 京 都 産 業 勞 働 局

農 林 水 産 部 長 榎 園 弘

(公 印 省 略)

令 和 7 年 度 東 京 都 指 導 農 業 士 の 認 定 申 請 に 係 る 事 務 手 続 き 及 び 推 薦 の 依 頼 に つ い て

日 頃 よ り、東 京 都 の 農 業 振 興 施 策 の 推 進 に つ き ま し て ご 理 解、ご 協 力 を い た だ き、あ り が と う ご ざ い ま す。

東 京 都 で は、平 成 28 年 度 に 東 京 農 業 の 担 い 手 の 確 保・育 成 を 目 的 に 東 京 都 指 導 農 業 士 の 認 定 制 度 を 創 設 し、現 在 33 区 市 町 村 か ら 162 名 の 指 導 農 業 士 が 認 定 さ れ て い ま す。

令 和 7 年 度 の 認 定 に つ き ま し て は、別 添 の「令 和 7 年 度 東 京 都 指 導 農 業 士 認 定 手 順 及 び ス ケ ジ ュ ー ル」の と お り 認 定 手 続 き を 行 い ま す。昨 年 度 に 引 き 続 き、郵 送、電 子 メ ー ル、「電 子 申 請 シ ス テ ム LOGO フ ォ ー ム」で の 書 類 提 出 を 可 能 と し て お り ま す。

つ き ま し て は、お 忙 し い と ころ 大 変 恐 縮 で ご ざ い ま す が、東 京 都 指 導 農 業 士 の 認 定 に 係 る 事 務 及 び 農 業 委 員 会 長 か ら の 指 導 農 業 士 の 推 薦 に つ い て、ご 協 力 い た だ き ま す よ う お 願 い い た し ま す。

担 当：東 京 都 産 業 勞 働 局 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課 普 及 担 当 矢 野、榎 原

163-8001 新 宿 区 西 新 宿 2-8-1 都 庁 第 一 本 庁 舎 21 階 南

電 話：03-5000-7185

メ ー ル：Takami_Yano@member.metro.tokyo.jp



令和7年度 東京都指導農業士の認定手順及びスケジュール

1 事前相談 (本人申請の場合 (認定要領第2の1))

(受付期間) 7月1日(火)～8月29日(金)

ア 申請希望者は、事前相談用に「チェックリスト」及び「東京都指導農業士認定申請書、身上調書、経営調書」を作成し、農業委員会事務局(農業委員会がない場合は区市町村の農政所管課の担当)にてご相談ください(書類の作成方法や認定基準などご不明な点は、管轄の農業改良普及センターなどの関係機関にもお問い合わせください。また、できるだけ電子ファイル(各調書は様式のエクセル形式)にて作成をお願いします。)

イ 提出を受けた農業委員会事務局(農業委員会がない場合は区市町村の農政所管課)は、東京都への事前相談を必ずお願いします。東京都(本庁農業振興課普及担当、島しょ地域は支庁農務(産業)担当経由)に事前相談用の書類一式等を、電子申請システム LOGO フォーム、電子メール(メールの場合はファイルを暗号化してください)又は書面により送付して下さい。LOGO フォームの URL は次のとおりです。

<https://logoform.jp/form/tmgform/637520>

ウ 東京都では関係機関と内容を確認の上、農業委員会事務局を経由し、確認した内容等について申請希望者にご連絡いたします。

2 認定申請書の農業委員会等への提出

(受付期間) 8月1日(木)～9月22日(金)(又は農業委員会が示す日まで)

(1) 申請者→農業委員会等へ提出する場合 (本人申請:認定要領第2の1)

1の手続き後、申請者は、農業委員会(農業委員会がない場合は区市町村農政所管課)に東京都指導農業士認定申請書、身上調書、経営調書を提出してください(できるだけ電子ファイル(各調書は様式のエクセル形式)にて作成し、提出して下さい)。

農業委員会は、推薦を決定した後、電子申請システム LOGO フォーム(<https://logoform.jp/form/tmgform/637522>)、電子メール又は書面により提出してください。

(2) 農業改良普及センター所長、島しょ農林水産総合センター島しょ農業振興担当課長の推薦の場合 (普及センター推薦:認定要領第2の2)

農業改良普及センター所長及び島しょ農林水産総合センター島しょ農業振興担当課長は、被推薦者の同意のもと、農業委員会(又は区市町村の農政所管課)に東京都指導農業士認定推薦書、身上調書、経営調書を提出します。

農業委員会は、推薦を決定した後、(1)と同様に東京都に提出してください。

※ 認定された指導農業士の情報は、(公財)東京都農林水産振興財団、東京都農業会議、農業振興事務所、島しょ農林水産総合センター及び支庁で共有させていただきます。

※ ご本人の同意がある場合は、農業体験研修及び農業技術研修等の円滑な実施に向け、指導農業士の生産者情報のうち、氏名、在住区市町村及び実施できる研修作目の範囲で東京都農林水産振興財団、東京都等のホームページに掲載いたします。

3 農業委員会等の推薦及び都への提出

提出期限 10月10日(金)

※ 農業委員長等は認定要件を満たすと思われる者について、推薦書を1部添付し、東京都(本庁農業振興課普及担当又は各支庁農務・産業担当)に申請書を提出します。(認定要領第2の3)。農業委員長自らが申請する場合は、職務代理名で提出します。

4 東京都指導農業士認定審査会の開催

開催日 11月上旬を予定

5 東京都指導農業士認定決定の通知

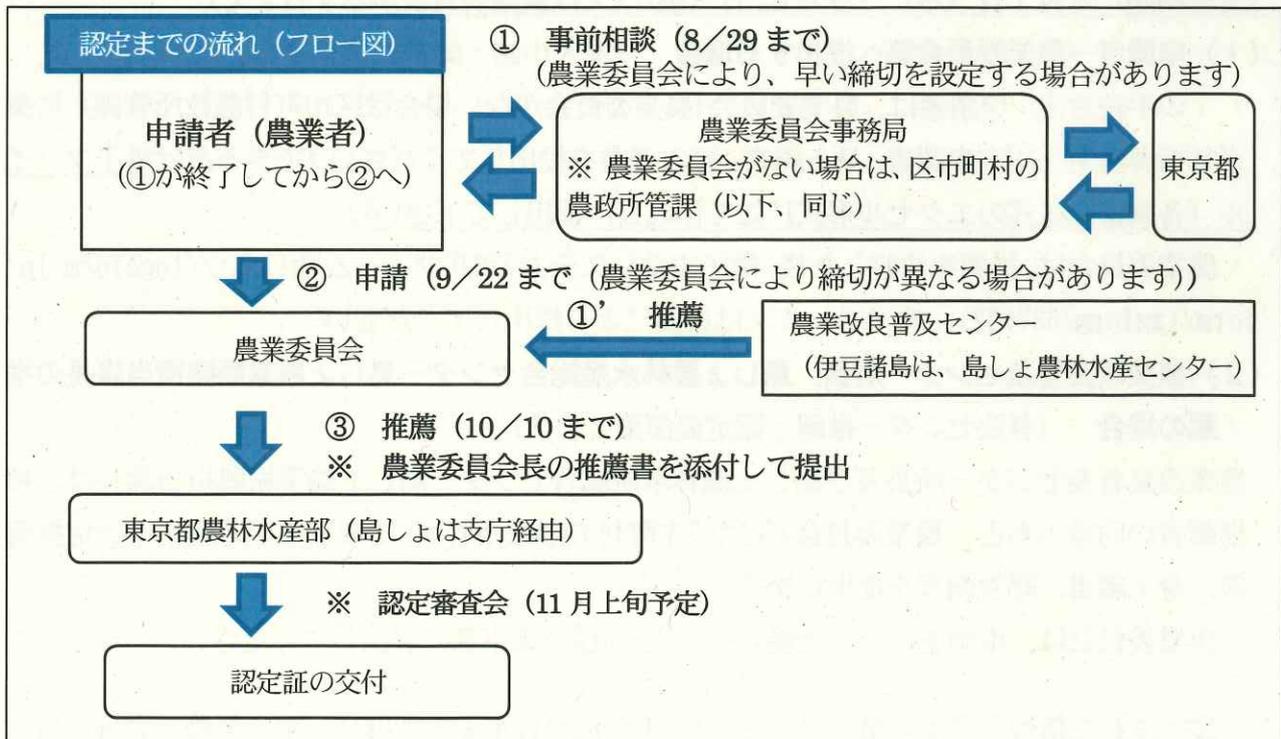
発送 11月 中下旬頃を予定

※ 本人と農業委員会等にそれぞれ認定のお知らせを送付します。

東京都指導農業士認定式

12月～2月頃の開催を予定しています。認定された方はご参加ください。

※ 本人と農業委員会等にそれぞれ開催の通知を送付します。



事前相談及び申請書等の提出先

- ・ 区部及び多摩地域 ⇒ 東京都農業振興課普及担当(本庁)
- ・ 島しょ地域 ⇒ 各支庁産業課農務担当(大島、三宅、八丈)、産業担当(小笠原)